

●定期予防接種のスケジュール

定期予防接種の対象年齢

標準的な接種期間

↓ おすすめの接種時期

生
(注射)

異なる種類の注射生ワクチンを接種する場合は、27日以上の間隔をあけてください。

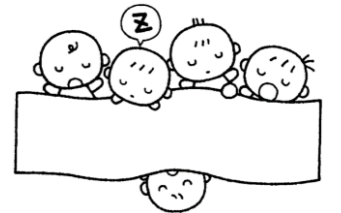
予防接種名	公費接種の対象	回数	0歳 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 1歳 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 7歳 8 9 10 11 12 13 14 15 16
不活化 ヒブ	生後2か月～5歳未満	初回接種月齢によって回数 が異なります	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 標準的には27日以上の間隔で3回接種後、7か月以上の間隔で1回接種※1 7か月～11か月に接種開始(全3回) 27日以上の間隔で2回接種後、7か月以上の間隔で1回接種※2 1歳～5歳未満(全1回)
不活化 小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	初回接種月齢によって回数 が異なります	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 標準的には27日以上の間隔で3回接種後、60日以上の間隔で生後12か月 以降に1回接種※3 7か月～11か月に接種開始(全3回) 27日以上の間隔で2回接種後、60日以上の間隔で生後12か月 以降に1回接種※4 1歳で接種開始(全2回) 60日以上の間隔で2回接種 2歳～5歳未満(全1回)
不活化 B型肝炎	1歳未満	3回	↓ ↓ ↓ 27日以上の間隔で2回接種後、1回目の接種から139日以上の間隔で1回接種
生 (経口) ロタウイルス	生後6週～24週未満	1価(0タックス) 2回	↓ ↓ 27日以上の間隔で2回接種(初回接種は生後14週6日までに接種してください)
	生後6週～32週未満	5価(0タック) 3回	↓ ↓ ↓ 27日以上の間隔で3回接種(初回接種は生後14週6日までに接種してください)
不活化 四種混合	生後3か月～7歳6か月未満	4回	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 標準的には20日から56日の間隔で3回接種後、1年から1年6か月の間隔で 1回接種
生 (注射) BCG	1歳未満	1回	↓ 標準的には1歳から1歳3か月までに1回接種後、6か月から12か月の間隔で1回接種
生 (注射) 水痘	1歳～3歳未満	2回	↓ ↓ 標準的には1歳から1歳3か月までに1回接種後、6か月から12か月の間隔で1回接種
生 (注射) MR (麻しん・風しん混合)	1期: 1歳～2歳未満	1回	↓
	2期: 小学校に上がる前の1年間	1回	↓
不活化 日本脳炎	1期: 生後6か月～7歳6か月未満	3回	↓ ↓ ↓ 標準的には6日から28日の間隔で2回接種後、おおむね1年の間隔で1回接種
	2期: 9歳～13歳未満	1回	↓ ※平成14年4月2日から平成19年4月1日生まれのお子さんは20歳になるまで、平成21年4月2日から平成21年10月1日生まれのお子さんは13歳になるまで、必要回数を接種することができます。
不活化 二種混合	11歳～13歳未満	1回	↓
不活化 HPV (子宮頸がん)	小学6年生～高校1年生に 相当する年齢の女子	3回	↓ ↓ ↓ ※接種を希望される方は母子健康手帳を持って保健センターにお越しください。標準的には中学1年で接種開始。サーバリックス(2価)とガーダシル(4価)があり、ワクチンによってスケジュールが異なります。

※1 2、3回目の注射は、1歳を超えた場合には行わない。

※2 2回目の注射は、1歳を超えた場合には行わない。

※3 2回目の注射が1歳を超えた場合は、3回目の注射は行わない。2、3回目の注射は、2歳を超えた場合には行わない。

※4 2回目の注射は、2歳を超えた場合には行わない。



●任意予防接種助成

予防接種名	助成の対象	助成回数	助成金額	申請方法等	実施医療機関
おたふくかぜ	1歳～6歳未満	1回	上限3,000円	医療機関に専用の予診票があります。接種後、助成金額3,000円を超えた金額をお支払いください。 ※指定の医療機関で接種をした場合のみ助成の対象となります。助成を受けるために町で手続きをする必要はありません。	新井クリニック、栗原医院、高水医院 丸野医院、公立福生病院
MR (麻しん・風しん混合)	19歳未満で、定期接種を受け る機会を逸した方	1回	上限5,000円	母子健康手帳をお持ちの上、保健センターにて申請を行ってください(接種後の申請はできません)。その際に、接種に必要な書類をお渡しします。 ※指定の医療機関で接種をした場合のみ助成の対象となります。	新井クリニック、栗原医院、 みずほ病院(高沢病院)、高水医院、 菜の花クリニック、丸野医院、みずほクリニック
季節性インフルエンザ	1歳～6歳 ※6歳を迎えた年度末まで	年度に2回まで	上限1,000円	医療機関に専用の予診票があります。令和4年度は、R4.10.1～R5.1.31までに接種した場合が対象です。 ※指定の医療機関で接種をした場合のみ助成の対象となります。助成を受けるために町で手続きをする必要はありません。	新井クリニック、石畑診療所、栗原医院、高水医院